

# 義農公園再整備設計業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

松前町（以下「町」という。）では、既成市街地地区のにぎわい創出や地域の魅力向上、多世代交流、防災機能の強化、歴史的資源の継承といった複合的な視点を踏まえ、義農公園の再整備に向けた検討を進めており、町民向けのアンケートやワークショップ等による意見集約を踏まえながら、将来的な管理運営の在り方も見据えた公園空間の創出を目指している。

本要領は、本整備に係る設計を担う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その実施方法及び必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

義農公園再整備設計業務

### (2) 業務内容

義農公園再整備設計業務仕様書のとおり

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 提案限度額

提案額の上限は金19,646,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 スケジュール

手続等	提出期限・日程等
実施要領の公示	令和7年8月22日（金）
参加表明書の提出	令和7年8月22日（金）から令和7年9月19日（金）まで
質問書の提出	令和7年8月22日（金）から令和7年9月5日（金）まで
質問書に対する回答	令和7年9月12日（金）までに回答
企画提案書の提出	令和7年8月22日（金）から令和7年10月3日（金）まで
プレゼンテーション	令和7年10月中旬【予定】
審査結果の通知	令和7年10月下旬【予定】
契約	令和7年11月中旬【予定】

## 6 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 参加申込書の提出時において、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年松前町告示第10号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。また、プレゼンテーション実施日までに令和7・8年度松前町入札参加有資格業者名簿に登載されている又は登載される見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 企画提案書等の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 過去10年以内に地方自治体が発注した以下のいずれかの業務を履行（完了）した実績を有していること。
  - ア 都市公園（街区公園等）の再整備（改修等）に係る基本計画・基本設計又は実施設計に関する業務
  - イ 住民参加（アンケート・ワークショップ等）の成果を計画・設計に反映する公園又は公共空間の整備に関する業務
  - ウ 上記ア、イと同種・類似業務と認められる業務

## 7 配布資料等

- (1) 配布資料
  - ア 義農公園再整備設計業務 公募型プロポーザル実施要領及び様式集
  - イ 義農公園再整備設計業務 仕様書
- (2) 提供方法  
「17 事務局」の担当課窓口にて配布するほか、町ホームページからダウンロード可能とする。

## 8 参加表明書の提出

- (1) 受付期間（提出期限）  
令和7年8月22日（金）から令和7年9月19日（金）17時15分まで
- (2) 提出物
  - ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

- イ 参加資格に係る申立書（様式第2号）
  - ウ 会社概要書（様式第3号）
  - エ 同種・類似業務実績表（様式第4号）
- (3) 提出方法 持参（平日の9時から17時15分までの間）又は郵送（提出期限必着）

## 9 質問書の提出

- (1) 受付期間（提出期限）  
令和7年8月22日（金）から令和7年9月5日（金）17時15分まで
- (2) 提出物  
質問票（様式第5号）
- (3) 提出方法  
電子メール
- (4) 質問への回答  
質問書の提出から1週間以内に町ホームページで公開する。回答は、質問者を伏せた形で行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。なお、質問書以外で提出された質問に対しては、回答しない。

## 10 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間（提出期限）  
令和7年8月22日（金）から令和7年10月3日（金）17時15分まで
- (2) 提出物
  - ア 企画提案書（様式第6号）
  - イ 提案者の業務実績及び業務実施体制（A4判1枚：任意様式）  
※予定管理技術者等、業務に携わる担当者の次の情報を記載すること。
    - ・氏名、所属、役職、経験年数、保有資格、業務実績等
  - ウ 実施手順及び工程計画（A4判1枚：任意様式）
  - エ 実施方針（A4判1枚：任意様式）
  - オ 特定テーマ①から④に対する提案（A4判4枚：任意様式）  
※各テーマごとに1枚ずつ作成
  - カ 提案内容の概要版（A3判2枚：任意様式）  
※ウ～オの内容を取りまとめたものを、企画提案書等の概要版として提出すること。
  - キ 価格提案書（様式第7号）  
※価格提案書は提案する実施項目の費用が分かるように内訳、根拠を記載し、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。（任意様式）
- (3) 企画提案書等の記載上のポイント
  - ア A4判は片面縦型、A3判は片面横型としA4判サイズに折りたたむこと。
  - イ (2) ア～キを11枚にまとめ、文字は11P程度とすること。
  - ウ 文章を補完するために写真、イメージ図又は図面等を使用して差し支えない。

エ 余白を確保し、審査員が読みやすい構成に配慮すること。

(4) 特定テーマについて

①「多様な世代が居心地よく過ごせる公園空間の再構築」

街区公園としての基本的な役割を踏まえ、乳幼児から高齢者までの多様な世代に加え、外国人を含む異なる文化的背景を持つ人、単身者から家族連れまでの幅広い利用形態、障がいの有無を問わず、経済的背景の異なる人々が安心して快適に過ごせる滞在・交流空間を計画すること。広場や施設等へのユニバーサルデザイン及びランドスケープデザインの導入、イベント等への一定の対応も含め、日常的に利用される地域の憩いの場としてふさわしい空間構成とするための考え方や工夫を提案すること。

②「町民参加の成果を設計に活かすための手法」

町民の意見を尊重するために、実現可能性や維持管理の視点も踏まえ、地域に根ざした持続的な活用につながるよう工夫すること。そのうえで、町が実施する町民向けアンケートやワークショップ等を通じて得られる町民意見に加え、管理候補者へのヒアリング結果も踏まえ、公園整備の計画・設計に適切に反映させるための考え方や手法を提案すること。

③「歴史資源との共存と将来活用を踏まえた空間計画の検討」

義農神社に代表される周辺の歴史的資源との調和や景観的配慮を図りつつ、将来的な一体的利用の可能性も踏まえた空間構成の在り方について、どのような活用方法が考えられるかを検討の視点として提案すること。

④「義農通り周辺へのまちづくり的つながり及び防災機能の検討」

義農公園再整備を契機として、義農通り周辺にリノベーションまちづくり的な波及やつながりを生み出せるかについての視点を示すこと。加えて、津波避難などの防災機能と、平常時の公園利用との両立を図る空間の在り方についても考え方を提案すること。

(5) 提出方法

持参（平日の9時から17時15分までの間）又は郵送（提出期限必着）

(6) 提出部数

正本1部＋副本1部＋電子データ1式

※副本は正本のコピーで差し支えない。

※電子データはPDFファイルとし、ファイル名を次のようにまとめてCD-R1枚に格納し提出すること。

- ・ 01\_企画提案書
- ・ 02\_提案者の業務実績及び業務実施体制
- ・ 03\_実施手順及び工程計画
- ・ 04\_実施方針
- ・ 05\_特定テーマ①から④に対する提案
- ・ 06\_提案内容の概要版
- ・ 07\_価格提案書

## 11 審査

### (1) 審査方法

- ア 審査は非公開とする。
- イ 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。
- ウ 審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。
- エ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において得点が総得点の6割以上である場合に委託候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

### (2) プレゼンテーション

#### ア 日程

令和7年10月中旬【予定】詳細は、後日案内する。

#### イ 会場

企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

#### ウ 実施方法

- ① プレゼンテーションは、20分以内とする。
  - ② プレゼンテーションの出席者は、5人までとする。
  - ③ プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること。(20分程度)
  - ④ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ※ 企画提案書等の内容を簡略化したスライド資料等を使用して説明しても差し支えない。

#### エ 注意事項

- ① 説明は、提出期限までに提出した企画提案書等により行うものとする。
- ② パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、大型モニターとHDMIケーブルは事務局が会場に準備をする。
- ③ 審査に当たっては、プレゼンテーションの前日までに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ④ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は審査の対象としない。

## 12 委託候補者の選定方法

- (1) 別紙「審査評価基準」に示す評価の着目点を基に、公平かつ客観的な審査・採点を実施する。評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い提案者を契約の相手方の委託候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、委託候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 評価点が最も高い提案者が複数の場合は、下記の順で特定するものとする。なお、委託候補者が契約を締結しない場合には、当該委託候補者から辞退届を徴するとともに、次順位者を新たな委託候補者として交渉することとする。

- ア 「特定テーマ」①から④の合計得点が高いもの
- イ 「提案者の業務実績及び業務実施体制」の得点が高いもの
- ウ 上記でも特定できない場合はくじ引きで決定する。

### 13 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月下旬【予定】

### 14 契約

#### (1) 契約締結の協議

委託候補者と、提出された企画提案書等を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成する。

したがって、企画提案書等の提案内容や金額がそのまま契約内容となるものではなく、協議の過程で提案内容の一部に変更がある場合がある。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果の次順位者を新たな委託候補者として協議を行う。

#### (2) 契約の締結

委託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする（令和7年11月中旬予定）。ただし、委託候補者が契約締結までの間に国又は地方公共団体から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたときには、審査結果の次順位者を新たな委託候補者として交渉することとする。なお、契約の際には、選定された委託候補者はあらかじめ見積書を提出するものとする。契約締結後、本業務でとりまとめた成果品の著作権については、町に帰属するものとする。

### 15 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象とせず失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 価格提案書の金額が「3 提案限度額」を超過した場合

### 16 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。
- (3) プロポーザルへの参加のために提出された書類一式は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、松前町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 参加表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17 事務局」に提出すること。

- (5) 企画提案書等を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示した場合を除く。
- (6) 企画提案書等を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 提案者が1者であっても本プロポーザルを実施する。
- (8) 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- (9) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約に至った提案者が作成した企画提案書等については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (10) 企画提案書等の提出をもって、提案者が本要領の記載内容に同意したものとする。
- (11) 提案者は、本プロポーザルの実施後、異議を申し立てることはできない。
- (12) 手続において使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国、時刻は日本標準時とする。

## 17 事務局

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町 産業建設部 まちづくり課 都市計画室 都市デザイン係

担当：林、宮内

TEL：089-985-4136（直通）

E-mail：233kenchiku@town.masaki.ehime.jp

## 審査評価基準

企画提案【95点】及び価格提案【5点】の合計【100点】で評価を行う。

### (1) 企画提案の評価の配点【95点】

企画提案の評価の配点及び評価基準は表1及び表2のとおりとし、各審査員の平均(小数点第2位四捨五入)を採用する。

表1 企画提案の評価項目

評価項目	評価の着目点	配点
提案者の業務実績及び業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関する同種・類似業務の実績が十分にあるか。</li> <li>・予定管理技術者には、建設部門又は総合技術管理部門の「都市及び地方計画」を専門分野とする技術士、都市計画及び地方計画又は造園分野のRCCM、又は登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のいずれかの資格を有する者を配置しているか。</li> <li>・業務実施体制(人数、役割分担、連絡体制等)が妥当であり、地元企業や町内関係者との連携・協力体制についての検討や意向が示されているか。</li> </ul>	15
実施手順及び工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的や成果物に沿った実施手順が明確に整理され、工程計画が具体的で実現可能に設定されているか。</li> <li>・住民の意見をどのように反映するかが明確であり、その時期や方法が工程計画に適切に組み込まれているか。</li> </ul>	10
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的・背景・政策的意義を的確に理解し、それに即した全体コンセプトが明確に示されているか。</li> <li>・対象地域(エリア)の特徴を十分に理解したうえで実施方針を立案できているか。</li> </ul>	10
特定テーマ① 「多様な世代が居心地よく過ごせる公園空間の再構築」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から高齢者までの世代、多様な文化的背景を持つ人、障がいの有無、家族構成や利用形態、経済状況の違いを踏まえ、ユニバーサルデザインの視点で空間づくりを計画・検討する姿勢が見られるか。</li> <li>・イベント対応など、魅力的な滞在・交流空間の創出に向けた取組を進めようとする意欲があるか。</li> <li>・ランドスケープデザインの視点を活かし、多様な利用者が快適に過ごせる工夫を計画・検討しようとしているか。</li> <li>・敷地内の建築物や工作物等について柔軟な方向性を持って計画に臨もうとしているか。</li> </ul>	16

<p>特定テーマ② 「町民参加の成果を設計に活かすための手法」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意見や管理候補者の声をどのように整理し、設計に反映するかがわかりやすく示されているか。</li> <li>・町民からの多様で幅広い意見や要望を、現実的で持続可能な内容に整理・調整できる方法や工夫が示されているか。</li> <li>・町民や管理候補者から得られた意見を、適切な時期と方法で計画・設計工程に反映させるための手順が明確に示されているか。</li> </ul>	<p>14</p>
<p>特定テーマ③ 「歴史資源との共存と将来活用を踏まえた空間計画の検討」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設・景観・文化的要素を活かした計画・検討を行おうとする姿勢があるか。</li> <li>・既存の神社部分と整備される公園が調和する方向性を持って計画・検討しようとしているか。</li> <li>・将来、神社部分も含めて公園全体を一体的に整備する場合を想定し、その歴史的背景や価値を反映させる方針を示そうとしているか。</li> </ul>	<p>13</p>
<p>特定テーマ④ 「義農通り周辺へのまちづくり的つながり及び防災機能の検討」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義農公園再整備を契機として、周辺エリアとの空間的・機能的なつながりを計画・検討しようとする姿勢があるか。</li> <li>・義農通り周辺のにぎわい創出や交流促進に寄与し、リノベーションまちづくりへと発展させる視点を持っているか。</li> <li>・平常時と災害時の双方を想定し、防災機能や避難対応を計画・検討する姿勢があるか。</li> </ul>	<p>12</p>
<p>プレゼンテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容が分かりやすく論理的に説明されているか。</li> <li>・審査員からの質問に対して、的確で実務的な応答ができているか。</li> <li>・町とともに設計業務に取り組む中で、創造性を持ちながら、前向きに楽しんで参画する姿勢と熱意が感じられるか。</li> </ul>	<p>5</p>
<p>合計</p>		<p>95</p>

表2 企画提案の評価算定方法

評価	判断基準		得点化方法
A	優れている	趣旨を的確に捉え、妥当性・実現性・創造性に優れた、高水準な提案である。	各項目の配点 ×1.0
B	概ね良好	内容に大きな問題はなく、妥当性・実現性の面で十分な水準にある提案である。	各項目の配点 ×0.8
C	一部不十分	内容や整合性に一部不明確な点があり、補足や改善を要する提案である。	各項目の配点 ×0.6
D	不十分	趣旨の理解が不十分で、内容の整合性や実現性に欠ける提案である。	各項目の配点 ×0.4

(2) 価格提案【5点】

評価点数は、価格提案書に記載の費用（税込）を基に、次の計算式で算出し、下記の評価基準に当てはめたものとする。

$$\text{評価基準（\%）} = \text{提案金額} \div \text{提案限度額} \times 100$$

表3 価格提案の評価算定方法

	評価基準	点数
提案金額／提案限度額	80%未満	5
	80%以上 85%未満	4
	85%以上 90%未満	3
	90%以上 95%未満	2
	95%以上 100%まで	1